

重要事項説明書（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

当事業所が提供する短期入所生活介護の内容に関し、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業者の所在地	〔〒431-0423〕 ☎053-577-4511 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地17番地の20
事業者の名称	社会福祉法人 南浜名湖会
代表者の氏名	理事長 山口 萬知子
事業所の所在地	〔〒431-0423〕 ☎053-577-4511 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地17番地の20
事業所の名称	老人短期入所事業 「光湖苑」
事業所番号(介護保険適用)	静岡県 第2278400011号
指定年月日	平成12年2月1日
通常事業の実施地域	湖西市・浜松市・豊橋市

2 事業所の職員の概要（特別養護老人ホーム光湖苑職員と兼務）

令和 7年 4月 1日現在

	員 数	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
施設長	1以上	○	○		
副施設長					
生活相談員	2以上	○	○	○	○
看護職員	4以上	○	○	○	○
介護職員	20以上	○	○	○	○
機能訓練指導員	1以上	○	○	○	○
介護支援専門員	1以上	○	○	○	○
医師	1以上			○	
管理栄養士	1以上	○	○	○	○
調理員（業務委託）					
事務職員	1以上	○	○	○	○
守 衛	1以上	○	○	○	○

3 短期入所生活介護施設の概要（共用する施設は特別養護老人ホーム光湖苑です。）

定 員	20人		
居 室(4人部屋)	5室	専 用	電動ギャジベット
浴 室	2室	共 用	
食 堂	1室	共 用	
便 所	2室	専 用	
機能訓練室	1室	共 用	
医務室	1室	共 用	

4 短期入所生活介護の運営方針

利用者の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

5 利 用 料 金

- ① 当事業所の短期入所生活介護の提供（介護保険適用部分）に際し利用者が負担する利用料金は、負担割合証に応じた額となります。ただし、介護保険の適用範囲を超えた部分のサービスについては全額負担となります。

A. 短期入所生活介護 基本料金1日分 併設型（多床室）（3:1）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
603単位	672単位	745単位	815単位	884単位

A. 介護予防短期入所生活介護 基本料金1日分 併設型（3:1）

要支援1	要支援2
451単位	561単位

B. その他のサービスに係る加算

送迎（片道）	184単位	看護体制加算（Ⅰ）	4単位
機能訓練加算	12単位	看護体制加算（Ⅱ）	8単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位
緊急短期入所受入加算	90単位	療養食加算	23単位

C. 介護職員等処遇改善加算

基本単位A＋加算単位Bの合計に13.6%を掛けた単位数となります。

- ◎ 基本料金は、所定の単位に10円を乗じて得た額です。
- ◎ その他基本料金の変更等につきましては、介護保険法令の定める基準により算定します。

② その他の費用

- 滞在費 多床室（4人部屋） 915円／1日
負担限度額（第1段階 0円 第2段階 430円 第3段階 430円）
- 食費 1,445円／1日（朝食 345円 昼食 600円 夕食 500円）
負担限度額（第1段階 0円 第2段階 600円 第3段階① 1000円 ②1300円）
- 嗜好品 コーヒー（希望者のみ提供） 1杯100円（税込）
- 通常おやつ代 150円（税込） ＊月に一度 喫茶特別おやつ代 200円（税込）
- 理美容代 散髪2,500円 散髪・染髪5,500円
（利用を希望される場合は、事前に連絡をお願いします。）
- 布団類等の汚染等にかかるクリーニング代、破損代の費用（税込み） 実費
- レクリエーション、クラブ活動等に必要とされる費用（税込み） 実費
- その他の日常生活において通常必要とされる費用（税込み） 実費

③ 料金の支払い方法

利用料金ご希望の金融機関より預金口座振替によってお支払頂きます。支払日はサービス利用月の翌月27日となります。（27日が土日祝の場合は翌営業日に振替となります。）

④ 取消料(キャンセル料)

利用者の都合により短期入所生活介護の提供をキャンセルされる場合には、下記の料金をいただきます。ただし、体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%
入所中の中途退所	利用者負担金の100%

⑤ その他

利用者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）がある場合は費用の全額を支払っていただきます。この場合当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、市町村の窓口で負担割合証に応じた額の払戻しを受けていただきます。

6 サービスの利用方法

① 利用開始

- 居宅サービス計画を依頼している居宅介護支援事業者へ連絡していただき、当事業所の利用の相談をしてください。その後申込みいただきましたら当事業所の担当職員が、短期入所生活介護の内容等につきまして、説明いたします。
- この重要事項説明書により同意を得て契約後、当事業所の担当者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。ただし、緊急の利用でやむを得ない場合には、この限りではありません。

② サービスの終了

- 利用者の都合でサービスを終了する場合
居宅介護支援事業者へ連絡していただき、終了する日の一週間前までに文書で通知してください。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。この場合は、1ヶ月前までに文書で通知いたします。

○ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合

○ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちに契約を終了することができます。
- ・ 他の利用者、従業者の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難となったとき。（相当な期間の経過を見て）
- ・ 利用者がサービスの利用料金を支払わないとき、利用者が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了する場合があります。

7 サービスの内容

当事業所が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

○ 食事

栄養士が献立をたて、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間 朝食（ 7時30分～ 8時00分）
 昼食（12時00分～12時45分）
 夕食（17時30分～18時15分）

○ 入浴

身体状況、健康状態に配慮し、一般浴槽（手摺り付）・特殊浴槽（機械浴）を使用して1週間に2回入浴又は清拭を行います。

○ 排泄

排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。

○ 健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

○ その他の自立支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

8 サービス利用に当たっての留意事項

○ 面会時間 9時00分～19時00分

○ 外出等

受診等の外出の送迎はご家族等をお願いします。ただし、体調不良等により緊急を要する場合は適切な対応を取ります。

○ 設備・器具等の利用

必要に応じて施設内の設備、器具等を利用していただきますが特殊な器具等の持込み利用についてはご相談ください。

○ 所持品等

衣類等は必要量のみ用意していただき記名をお願いします。

○ 金銭管理

金銭等貴重品の管理は、施設管理とさせていただきます。

○ 飲酒喫煙

飲酒喫煙は可能ですが、指定場所、指定時間を守っていただきます。

○ 送迎

入退所時の送迎可能時間は、午前9時～午後4時頃までですので希望される方はご相談ください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

9 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者の容体に急変等があった場合、短期入所生活介護従業者は、利用者の主治医・協力医療機関等へ連絡する等必要な措置を講じます。

主治医名	氏名		連絡先	
緊急連絡先	氏名		連絡先	
協力医療機関	名称	市立湖西病院	連絡先	053-576-1231

10 非常災害対策

非常時の対応	別に定める特別養護老人ホーム光湖苑及び老人デイサービスセンター光湖苑「消防計画」
近隣との協力関係	市消防署等と連携を密にし、近隣の住民や会社等へ応援を働きかけます。
平常時の防災訓練	別に定める「消防計画」により防災訓練を実施します。
防災設備等	消火器(スプリンクラー・屋内消火栓・消火器)・自動火災報知設備・火災報知設備・非常通報装置(消防署直通)・誘導灯・非常口・非常用電源・ガス漏れ警報機・防災物品(カーテン等)
消防計画等	消防署届出年月日 平成28年 9月 1日 防火管理者 施設長代理 高木 清里

11 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口にて受付けます。
(苦情相談窓口)

短期入所生活介護	担当者	氏名	連絡先
	苦情解決責任者	彦坂 克己	053-577-4511
	主任生活相談員兼介護職員	木本 美夏	
	生活相談員兼介護職員	鈴木 良樹	

第三者委員	氏名	住所	連絡先(電話番号)	
	池田 庸美	湖西市吉美2048番地の2	053-575-0720	元湖西市役所職員
	戸田 真一	湖西市神座119番地の3	053-594-0301	司法書士 湖西市行政不服審査会委員

湖西市役所高齢者福祉課	湖西市古見1044番地 健康福祉センター内	053-576-1104
	土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日	午前8時30分～午後5時15分
静岡県国民健康保険団体連合会	静岡市葵区春日2丁目4番34号	054-253-5590
	土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日	午前9時00分～午後5時00分
浜松市役所健康福祉部介護保険課	浜松市中央区元城町103番地2	053-457-2374
	土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日	午前8時30分～午後5時15分
浜松市西行政センター長寿保険課	浜松市中央区雄踏1丁目31番1号 西行政センター1階	053-597-1119
	土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日	午前8時30分～午後5時15分
豊橋市役所福祉部長寿介護課 (市役所東3階)	豊橋市今橋町1番地	0532-51-2359
	土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日	午前8時30分～午後5時15分

12 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

13 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は虐待の発生又は虐待の再発を防止する為、委員会の設置、指針の整備、研修及び怪我の防止訓練等の必要な処置を講じます。

1 4 感染予防の取り組み

当事業所は事業所内において感染症が発生したり、まん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び感染対策訓練等の必要な処置を講じます。

1 5 ハラスメント対策

当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 6 特別な状況における介護について

身体拘束廃止について

当事業所は指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条第3項の「サービスの提供に当たっては当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受け、利用者様の人権を尊重すると共に日常生活のケアの充実を図り事業所内では一切の身体拘束を行わないという「身体拘束ゼロ宣言」を令和3年9月20日に県福祉指導課に提出しています。

(1) 日常ケアの見直し

ご契約者様がより人間らしく活動的に生活していただくために

①ご契約者様の立場に立ち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。

②ご契約者様の状態により日常的に起こり得る状況や明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します。

③ご契約者様が落ち着いた生活が過ごせるような環境整備に努めます。

(2) ご契約者様及びご家族様への説明

①ご契約者様及びご家族様より「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は当事業所が「身体拘束ゼロ宣言」宣誓施設であることをお伝えしご契約者様やご家族様と十分に話し合い、拘束をしないリスクやメリットについての理解を得て「転落予防」「怪我等の予防」であっても「拘束をしない介護」に努めます。

②「拘束をしない介護」の工夫をしても転倒による骨折や怪我等の事故が発生する可能性はありますが、それでもご契約者様が人間らしく活動的に生活していただくために、「拘束をしない介護」に努めご契約者様の人権を守ります。

(3) 身体拘束廃止に向けた委員会及び研修について

①拘束の廃止も事故防止に向けた「リスク管理委員会」を月1回設置します。

②事業所内の日常的ケアを見直し、契約者様が人として尊重されたケアが適切に行われているか検討します。

③年1回職員に対し身体拘束廃止に関する研修を行います。

令和 年 月 日

(事業者)

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定事業所 老人短期入所事業 光湖苑

(説明者 職氏名)

(利用者)

この説明書により、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

家族又は代理人 住 所

氏 名